

第2編 地震災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的等

1 計画の目的

本山町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定及び本山町防災基本条例に基づき、本山町（以下「本町」「町」という。）の地域が被る各種の災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、本町において防災上必要な諸施策の基本を、町、高知県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災上重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本町の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

また、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、本町が南海トラフ地震防災対策推進地域となっていることもあり、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。そのため、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震災害対策編」に統合している。

※地震災害対策編に定めがない事項については、一般対策編及び火災及び事故災害対策編に記述している。

2 被害を最小化するために重点を置くべき事項

- (1) 高知県では、過去から繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきた。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきている。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。このため、本町の地震災害対策は、何より尊い生命は最大クラスの地震でも守ることをめざすと同時に、発生頻度の高い一定程度の地震も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震に対して万全を期す。
- (2) 対策を進めるにあたり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じる。

その際には、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮する。

- (3) 町全体の防災力の向上を図るため、町をはじめとする公的機関は連携して、発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、住民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めてもらい、町はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取り組みを進める。
- (4) 南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定される。本町は内陸部にあり、津波災害を受けることがなく、これら被災した市町村を支援することが可能である。本町は、県や他市町村からの要請があれば、支援を行うための協議を行う。

3 国・県の防災計画との関係

本計画は、防災業務計画及び高知県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

4 計画の修正

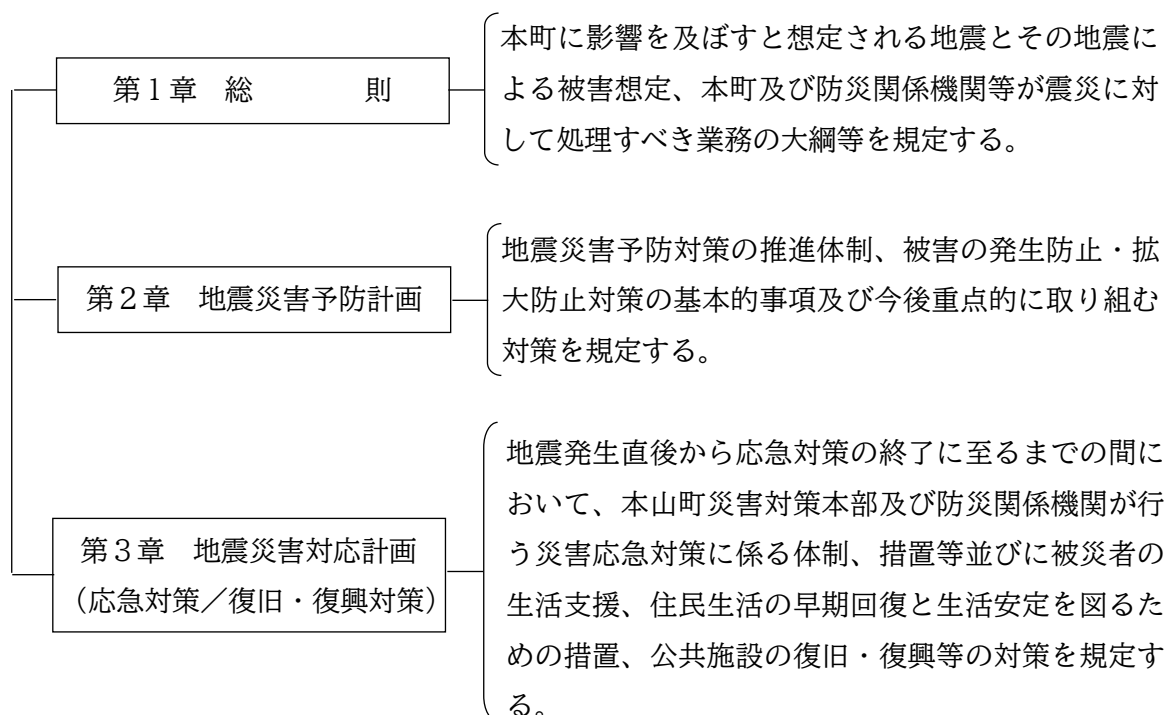
本計画は、地震災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを本山町防災会議（事務局：本山町総務課）に提出する。

5 計画の習熟・周知

防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

6 計画の構成

「地震災害対策編」の構成は、次のとおりである。また、第4章として「地震災害対策編」とは別途「南海トラフ地震防災対策推進計画」を記載している。



第2節 地震被害想定

南海トラフ地震の特徴と被害について記述する。

1 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

令和7年9月には南海トラフの地震活動の長期評価が一部改訂され、それによるとM8～9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、60～90%程度以上（すべり量依存 BPT モデル：地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法）及び20～50%（BPT モデル：発生間隔のみを用いた計算方法）となっている。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2）

ア この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものである。

イ 県内では震度6弱～7の揺れが予測される。

ウ 県内沿岸部では、地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなることが予測される。

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1）

ア 県内で、震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測される。

イ 県内沿岸部では、地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測される。

ウ 近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震がある。（県内の死者・行方不明者679人、負傷者1,836人）

2 本町における地震被害想定結果の概要

県は、南海トラフ地震対策を進める際の前提とするため、東日本大震災の教訓や最新の知見に基づいた、南海トラフ地震の震度分布及び津波浸水予測（平成24年12月）を行い、さらにこれによって引き起こされる人的・物的被害の想定（平成25年5月）を行っている。

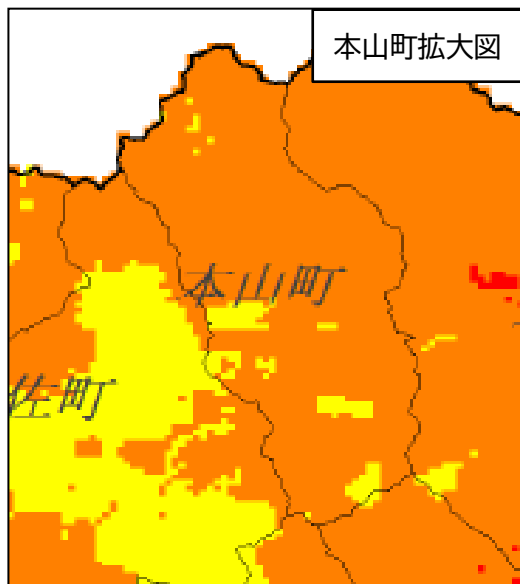
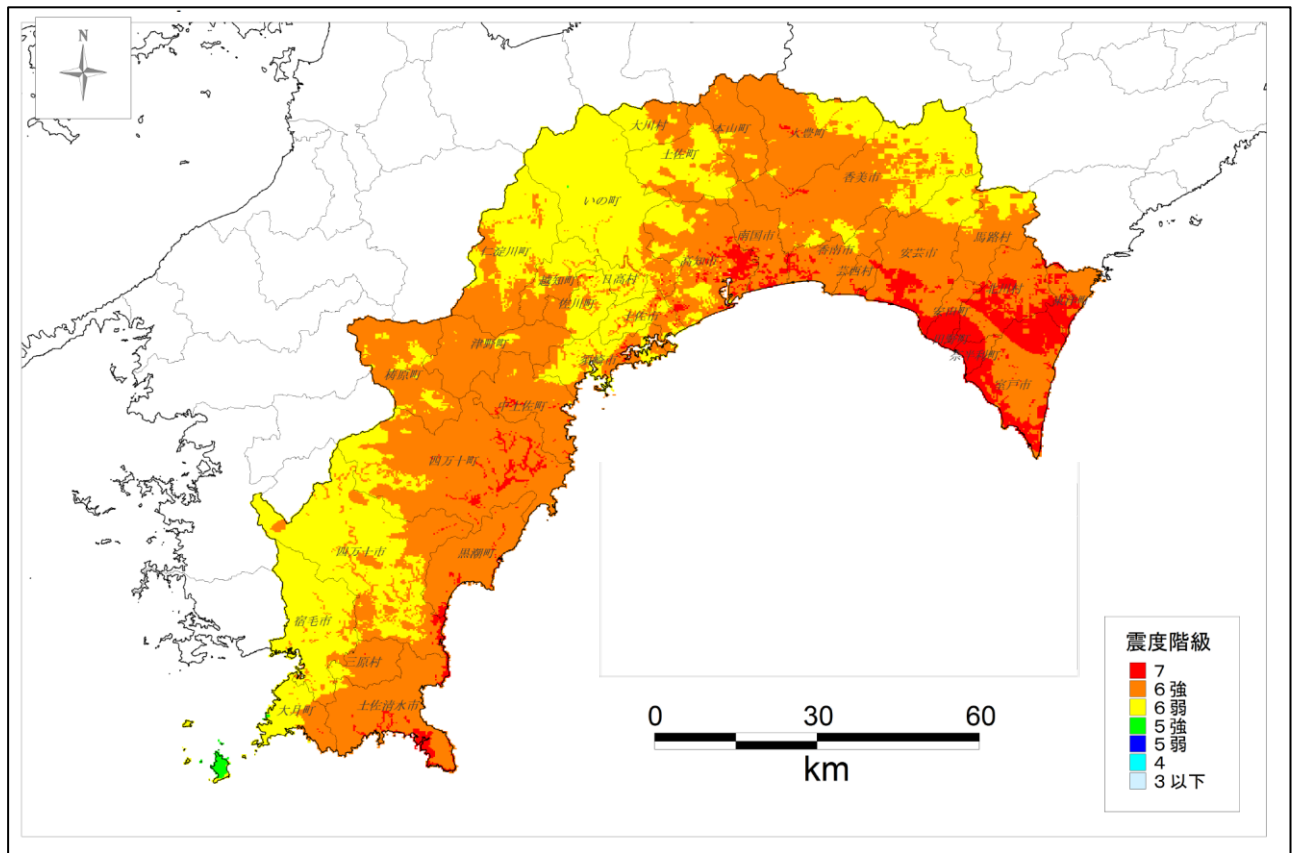
(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（L2）

ア 震度分布

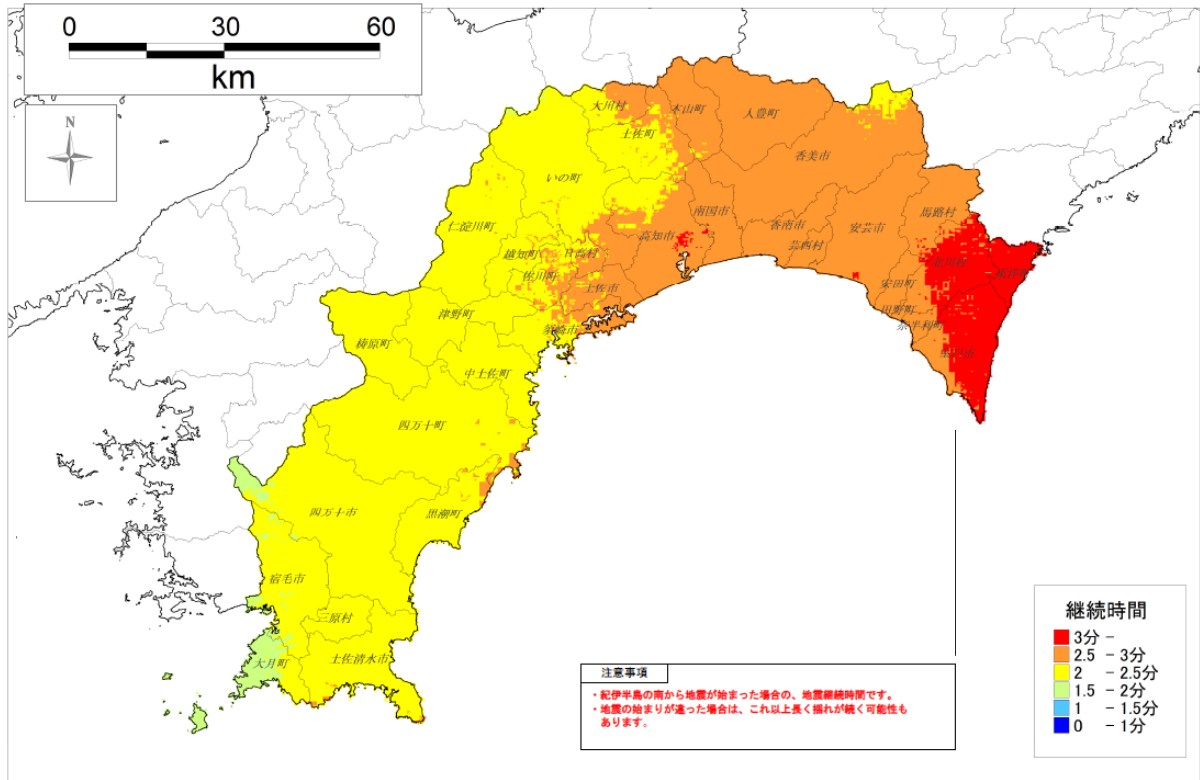
地震動の強さは、県が平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（以下、「内閣府モデル」という。）で示された強震断層モデル（M

9.0) の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。

その結果、求められた震度階級の分布は、次のとおりである。



震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



地震継続時間分布図（最大クラス重ね合わせ）

イ 被害想定結果

県は、想定される地震動や津波から、建物及び人的被害等の想定を行った。主な概要は、次のとおりである。

(ア) 建物被害

県は、地震動による建物被害について、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。

項目	被害の要因				合計	最大被害のケース	
	液状化	揺れ	急傾斜	火災		地震動	季節・時間
全壊・焼失（棟）	0	560	10	30	600	陸側	冬18時
半壊（棟）	0	1,000	10	—	1,000	陸側	—

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(イ) 人的被害

県が想定した地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるものが支配的である。

項目	被害の要因					合計	最大被害のケース	
	建物倒壊	急傾斜	火災	ブロック塀	地震動		季節・時間	
								うち屋内
死者(人)	40	*	*	*	*	40	陸側	冬深夜
負傷者(人)	280	10	*	*	*	280	陸側	冬深夜

※*は若干数を表している。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(ウ) 断水人口 L2（地震動：陸側）

人口 (人)	断水率				断水人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後
3,479	80%	52%	48%	34%	2,800	1,800	1,700	1,200

※断水率は町の給水人口に占める断水人口の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(エ) 避難生活者数 L2（地震動：陸側、冬18時及び深夜）

項目	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難者数	避難所避難者数	避難所外避難者数	全避難者数	避難所避難者数	避難所外避難者数	全避難者数	避難所避難者数	避難所外避難者数
避難者(人)	870	520	350	1,300	630	630	1,900	560	1,300

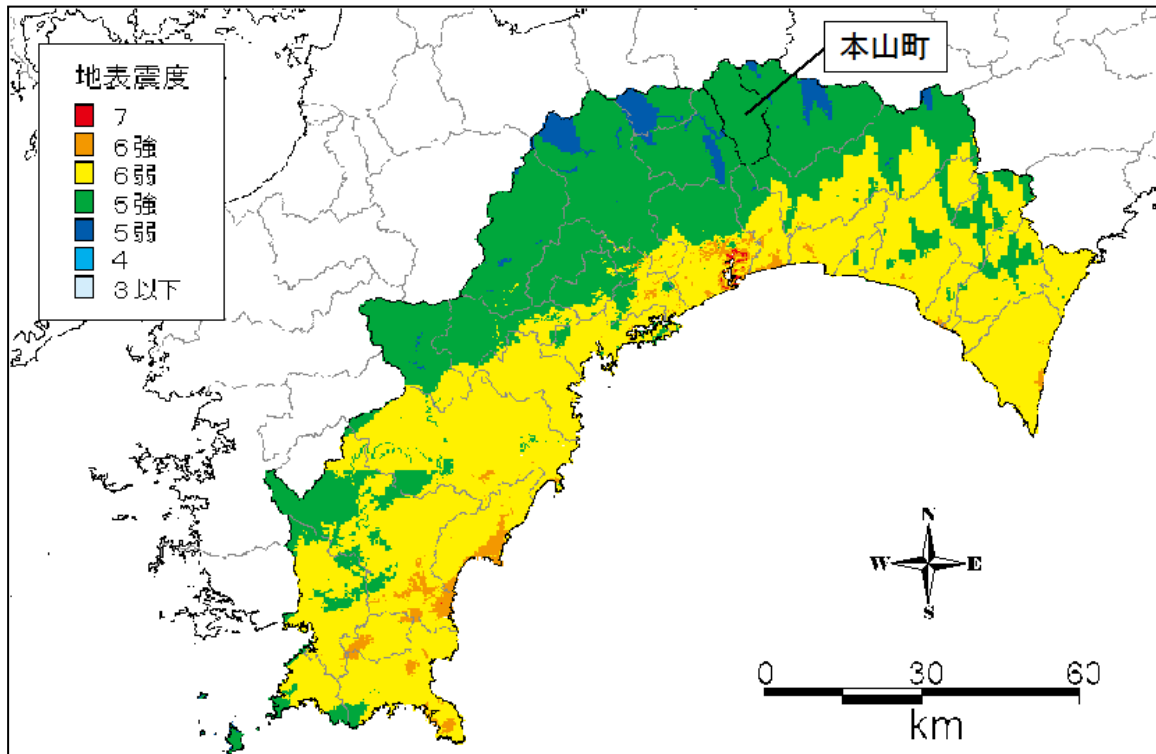
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震（L1）

ア 震度分布

地震動については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合（M8.4相当）のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。

その結果求められた震度階級の分布は、次のとおりである。



震度分布図 (最大クラス重ね合わせ)

イ 被害想定結果

県は、想定される地震動や津波から、建物及び人的被害等の想定を行った。主な概要は、次のとおりである。

(7) 建物被害

県は、地震動による建物被害について、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。

項目	被害の要因				合計	最大被害のケース
	液状化	揺れ	急傾斜	火災		季節・時間
全壊・焼失 (棟)	0	*	*	0	*	冬深夜・18時、夏12時
半壊 (棟)	0	20	10	—	20	—

※*は若干数を表している。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(イ) 人的被害

県が想定した地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるもの、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）によるもの、火災によるものが支配的である。

項目	被害の要因					合計	最大被害のケース
	建物倒壊		急傾斜	火災	ブロック塀		季節・時間
		うち屋内					
死者(人)	0	0	0	0	0	0	冬深夜・18時、夏12時
負傷者(人)	*	*	0	0	0	*	冬深夜・18時、夏12時

※*は若干数を表している。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(ウ) 断水人口 L1

人口 (人)	断水率				断水人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後
3,479	10%	7%	5%	1%	350	230	190	30

※断水率は町の給水人口に占める断水人口の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(エ) 避難生活者数 L1 (冬深夜・18時、夏12時)

項目	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難者数	避難所避難者数	避難所避難者数	全避難者数	避難所避難者数	避難所避難者数	全避難者数	避難所避難者数	避難所避難者数
避難者(人)	*	*	*	60	30	30	40	10	30

※*は若干数を表している。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

具体的な内容については、一般対策編第1章第4節「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4節 住民及び事業者の責務

具体的な内容については、一般対策編第1章第5節「住民及び事業者の責務」に準ずる。

内容

第1節 計画の目的等	1
1 計画の目的	1
2 被害を最小化するために重点を置くべき事項	1
3 国・県の防災計画との関係	2
4 計画の修正	2
5 計画の習熟・周知	2
6 計画の構成	2
第2節 地震被害想定	3
1 南海トラフ地震の特徴	3
2 本町における地震被害想定結果の概要	3
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第4節 住民及び事業者の責務	10

